

平成 28 年 9 月 30 日

各指定同行援護事業者 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課長
(公 印 省 略)

同行援護従業者養成研修の受講状況等の調査について (依頼)

日ごろより本県の障害保健福祉施策の推進に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定同行援護事業所における従業者及びサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置については平成 30 年 3 月末までとされています。

この度、厚生労働省から別添のとおり、同行援護従業者養成研修の受講状況等についての調査依頼がありました。

つきましては、平成 28 年 10 月 1 日現在の貴事業所における同行援護従業者及びサービス提供責任者の状況等について、別添 2 の「同行援護従業者養成研修実施計画書 (事業所入力用)」に入力し、10 月 31 日 (月) までに下記回答先電子メールアドレス宛に、添付ファイルにて御報告くださいますようお願いいたします。

なお、現在、経過措置対象の従業者又はサービス提供責任者がいる事業者におかれましては、平成 30 年 4 月以降においても円滑にサービス提供ができるよう、経過措置期間中に従業者等に同行援護従業者養成研修を受講させるなど、必要な対応をされるようお願いいたします。

同行援護従業者養成研修の開講予定につきましては、県ホームページの次のページで御覧いただけます。

○居宅介護従業者等の養成研修事業指定について - 神奈川県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3954/>

文書名：同行援護・行動援護・重度訪問介護従業者養成研修開講予定一覧

1 報告期限

平成 28 年 10 月 31 日 (月)

2 報告先メールアドレス

jigyou.city@pref.kanagawa.jp

3 報告様式

別添2 同行援護従業者養成研修実施計画書（事業所入力用）

4 依頼文書等掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「1 神奈川県からのお知らせ」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=3&topid=1

文書名：同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について

問い合わせ先

事業支援グループ 岡崎

電話 045-210-4717(直通)

(参考)

指定同行援護に係る同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件

(平成 26 年 10 月 1 日 神奈川県障害サービス課)

が、同行援護従業者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、同行援護従業者とは認められなくなります。

は、サービス提供責任者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、指定同行援護に係るサービス提供責任者になることはできません。

区分	資格
同行援護従業者	① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。※)
	③ 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。)修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等
	④ 上記③の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に 1 年(180 日)以上従事した経験を有する者
	⑤ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程(居宅介護従業者養成研修 3 級課程を含む。)修了者等
	⑥ 上記⑤の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に 1 年(180 日)以上従事した経験を有する者
サービス提供責任者	① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 介護福祉士、実務者研修・介護職員基礎研修・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者等又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修 2 級課程を含む。)修了者等(3 年以上介護等の業務に従事した者)
	③ 上記②の者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。※)
	④ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年以上従事した者

※ 同行援護従業者養成研修の一般課程及び応用課程に相当すると神奈川県知事が認める研修は、別紙「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」を参照してください。

同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修

(平成 27 年 4 月 1 日改定)

1 一般課程相当

神奈川県が実施した「盲ろう通訳・介助員養成講習」（平成 18 年度から平成 23 年度までに実施したものに限る。）

2 一般課程及び応用課程相当

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修」

3 その他

他の都道府県において、「同行援護従業者養成研修に相当すると知事が認める研修」とされる研修については、「同行援護従業者養成研修に相当するものとして神奈川県知事が認める研修」とします。

【平成 27 年 3 月 31 日まで「一般課程相当の研修」と知事が認めていた研修の取り扱いについて】

次の表に掲げる研修の修了者については、平成 27 年 4 月 1 日以降、応用課程を受講するためには一般課程を受講することが必要となります。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、一般課程を受講するに当たり、「情報支援と情報提供」、「代筆・代読の基礎知識」など 4 科目 8 時間の研修のみを受講することにより一般課程を修了した者とみなす科目免除措置を設けています。

研修名	実施主体	開講期間
ア ガイドヘルパー養成研修	神奈川県	平成 6 年度～ 平成 8 年度
イ ガイドヘルパー養成研修 重度視覚障害者研修課程	都道府県 指定都市 指定事業者	平成 9 年 5 月～ 平成 15 年 3 月まで
ウ 視覚障害者移動介護従業者養成研修	都道府県 指定都市・中核市 指定事業者	平成 15 年 4 月～ 平成 18 年 3 月まで
エ 視覚障害者外出介護従業者養成研修	都道府県 指定都市・中核市 指定事業者	平成 18 年 4 月～ 平成 18 年 9 月まで
オ 神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修	指定事業者	平成 18 年 12 月～ 平成 23 年 9 月まで (※)

※ 平成 23 年 9 月 30 日において受講中であったものも認められます。

<留意点>

- ・ 全身性障害者移動介護従業者養成研修
- ・ ガイドヘルパー養成研修重度脳性まひ等全身性障害者研修課程
- ・ 市町村等が独自に実施した、移動支援関係の研修等

については、相当する研修とはなりませんので注意してください。

別添

事務連絡
平成28年8月29日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。
平成28年3月8日に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議の中でも御連絡させていただきましたが、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置につきましては、平成30年3月31日までとなっております。

つきましては、これらの者に対する同行援護従業者養成研修の受講状況等を把握させていただきたいと思っておりますので、別添1の調査要領のとおり、平成28年10月1日現在の管内指定同行援護事業所の状況をとりとまとめの上、平成28年11月18日(金)までに、下記提出先メールアドレス宛てに御提出いただきますようお願い申し上げます。

<添付データ>

- 別添1 調査要領
- 別添2 同行援護従業者養成研修実施計画書（事業所入力用）
- 別添3 同行援護従業者養成研修実施計画書（都道府県等集計用）
- 別添4 同行援護従業者養成研修開催状況調査票（都道府県入力用）

【提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係（佐々木、山田）
TEL： 03-5253-1111（内線：3092）
FAX： 03-3591-8914

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

第一 （略）

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則 （略）

2. 介護給付費

(1)・(2) （略）

(3) 同行援護サービス費

①・② （略）

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等^{※1}及び居宅介護従業者基準第 20 号から第 22 号に掲げる者^{※2}（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。

イ・ウ （略）

エ 基礎研修課程修了者等^{※3} → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」（ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限る。）

※1 居宅介護職員初任者研修課程（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）

※2 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）（一部抜粋）

二十 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十一 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十二 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性

障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

※3 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）及び実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

第一・第二 （略）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

1 人員に関する基準

(1)～(5) （略）

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① （略）

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したものの。

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記ア又はイに該当するものについては、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）

③ 暫定的な取扱いに係る留意点

（(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に3年以上従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成30年3月31日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(6)の②のア及びウの要件を満たさなければならないものであること。